

日時： 1月23日 (火) AM9:00 <庁議室>

【協議事項】

- | | | |
|----|---|----------|
| 1 | 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について | 農政部長 |
| 2 | 太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例の制定について | 市民生活部長 |
| 3 | 太田市手数料条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 4 | 太田市ふれあいセンター条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 5 | 太田市行政センター条例の一部改正について | 市民生活部長 |
| 6 | 太田市体育施設条例の一部改正について | 文化スポーツ部長 |
| 7 | 太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 福祉こども部長 |
| 8 | 太田市手数料条例の一部改正について（建築関係事務手数料） | 都市政策部長 |
| 9 | 太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 10 | （仮称）太田市スケートパーク本体整備工事請負契約の変更について | 都市政策部長 |
| 11 | 太田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 12 | 市道路線の廃止及び認定について | 都市政策部長 |
| 13 | 太田市下水道事業等に地方公営企業法の一部を適用する条例の一部改正についての専決処分について | 都市政策部長 |
| 14 | 太田市公共下水道事業設置条例の一部改正について | 都市政策部長 |
| 15 | 太田市消防団条例の一部改正について | 消防長 |
| 16 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車） | 消防長 |
| 17 | 太田市手数料条例の一部改正について | 消防長 |
| 18 | 財産の取得について | 教育部長 |
| 19 | 太田市公園条例の一部改正について | 行政事業部長 |

【連絡事項】

- | | | |
|---|-----------------------------|---------|
| 1 | 令和5年度 改善活動実践例の審査結果について | 企画部長 |
| 2 | 令和5年度版 太田市の公共施設の現状について | 企画部長 |
| 3 | (仮称) 多文化共生センターおおたの概要について | 企画部長 |
| 4 | 市有地売却について | 総務部長 |
| 5 | 太田市立藪塚本町南幼稚園の廃止について | 福祉子ども部長 |
| 6 | (仮称) 太田市スケートパークの正式名称の決定について | 都市政策部長 |
| 7 | 消防相互応援協定の締結について | 消防長 |

【その他】

- 1 3月定例会日程表等について 議会事務局長

農政部長 氏名 金澤 誠 内線 (TEL) 0276-20-9714

* 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 電話 0276-20-9714 ぐやん

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400

* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 人権啓発係 内線2444 47-1912ﾀﾞｲヤルｲﾝ

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400

【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

戸籍法の一部改正(令和元年法律第17号)により、戸籍証明書の広域交付等の新たな事務が追加されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正(令和5年政令第347号)に準じて、太田市手数料条例について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

別表2(第2条関係)に、戸籍証明書・除籍証明書の広域交付、戸籍電子証明書提供用識別符号・除籍電子証明書提供用識別符号の発行、届書等情報内容証明書の交付等の事務及び金額を追加します。

手数料を徴収する事務名	金額 (円)
戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付 ※本籍地以外での戸籍証明書の交付	450
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	400 (新規) ※徴収しない 場合あり
戸籍法第120条の2第1項の規定に基づく除籍証明書の交付 ※本籍地以外での除籍証明書の交付	750
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	700 (新規) ※徴収しない 場合あり
届書等情報の内容の証明書の交付 ※届書等の書類を画像情報として作成したものの内容の証明	350
届書等情報の内容を表示したものの閲覧 ※届書等の書類を画像情報として作成したものの内容を表示 したものの閲覧	350

2 戸籍証明書の広域交付の取扱いについて

最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書や除籍証明書を請求できるようになるため、本籍地が遠方にある方や複数の市区町村にまたがる場合でも、郵送で取り寄せる必要がなくなります。

- (1) 交付場所 本庁舎、東サービスセンター、西サービスセンター、藪塚本町サービス係
(2) 交付時間 8:30～17:15(平日のみ)

(3)申請できる人 本人・配偶者・直系の親族(代理人の申請は不可)

3 電子証明書提供用識別符号の発行において手数料を徴収しない場合について

(1)情報提供等記録開示システム(マイナポータル)を使用する場合

(2)同一の事項が記載された戸籍証明書等の請求を同時に行う場合

4 施行期日 令和6年3月1日

5 その他 令和6年3月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 市民生活部 市民課 管理戸籍係 内線2418 47-1823 ダイアルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400

【 表 題 】

太田市ふれあいセンター条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市南ふれあいセンターは平成7年3月、市民の学習文化活動、健康の増進、産業経済活動等を促進し、市民文化の向上と福祉の増進を図るため設置され、平成12年3月には浴場施設等を増築しております。

和室及び談話室は、浴場施設の休憩所等として利用されておりましたが、令和4年3月浴場施設が廃止になったため、既存の会議室やホール等と同様に、各種団体等が学習文化活動の場として利用できるよう使用料の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

- ・別表太田市南ふれあいセンターの部に次のように加えます。

区分	定員	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時 ～午後10時
和室1	30人	400円	400円	400円	1,200円
和室2	40人	500円	500円	500円	1,500円
和室3	40人	500円	500円	500円	1,500円
談話室	1時間につき100円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。				

- ・別表備考中「利用時間は」を「太田市南ふれあいセンターの談話室以外の利用時間は」に改めます。

2 施行日 令和6年4月1日

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 南地区振興課 沢野行政センター 38-4281 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 大谷 健 内線 2400

【表題】

太田市行政センター条例の一部改正について

【目的】

令和4年3月末に廃止した休泊行政センター浴場施設の改修工事により、3月に完成予定の太田市休泊行政センター「第2サークル室」、「第3サークル室」2室の新設に伴い、既存の「サークル室」を「第1サークル室」に改め、新たに管理する「第2サークル室」、「第3サークル室」の会議室使用料を太田市行政センター条例に追加するものです。

【概要】

1 改正内容

- (1) 新たに貸館予定の2室の施設名について、形態、利用用途が既存の「サークル室」と同様であることから、施設名を「第2サークル室」、「第3サークル室」とし、既存の「サークル室」を「第1サークル室」とします。
- (2) 新たに貸館を予定している2室の会議室使用料について、別表第1 太田市休泊行政センターの部中に、以下のとおり追加します。

施設名	定員	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時 ～午後10時
第2サークル室	45人	650円	650円	650円	1,950円
第3サークル室	45人	650円	650円	650円	1,950円

2 施行期日 令和6年4月1日

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

- * 問い合わせ先 市民生活部東地区振興課休泊行政センター 49-0201 ダイヤルイン

文化スポーツ部長 氏名 松本 和明 内線 (TEL) 3600

* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 東地区スポーツ施設係
ダイヤル 45-8118

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500

【 表 題 】

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令が公布されたことにより本条例において所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

第15条第1項第2号中における認定子ども園法第3条の項ずれ、第36条第3項における第6条第2項中の読替規定が追加される改正が行われたため。また、第53条第2項第2号中の磁気ディスク等を電磁的記録媒体に改めるため。

なお、第6条第2項、第3項及び第4項、第35条第2項、第36条第2項、第51条第2項、第52条第2項に係る国基準との相違を改めるものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 その他

令和6年3月定例会に議案を提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について（建築関係事務手数料）

【 目 的 】

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、太田市手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1. 改正内容

建築基準法における既存不適格建築物について、長寿命化及び省エネ化に伴う一定の改修工事であって特定行政庁が認めるものを遡及適用対象外とする規定が設けられたため、認定申請手数料を追加するものです。

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。

3. その他

令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線 2741 47-1837ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【表題】

太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正につ
いて

【目的】

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、太田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正が必要になったため、所要の改正を行うものです。

【概要】

1. 改正内容

題名が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に定められたため改正するものです。また、住宅部分の建築物エネルギー消費性能基準等の適合性への評価において、仕様基準と計算基準の併用による評価方法が確立されたことから申請手数料区分を改めるものです。

2. 施行期日

題名の改正については令和6年4月1日から施行します。
申請手数料区分の改正については公布の日から施行します。

3. その他

令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 都市政策部 建築指導課 建築行政係 内線 2741 47-1837 ダイヤルイン

●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【表題】

(仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事請負契約の変更について

【目的】

（仮称）太田市スケートパーク本体整備工事請負契約について、次のとおり変更するため議会に上程するものです。

【概要】

- | | | |
|----|---------|--|
| 1 | 履 行 名 称 | (仮称) 太田市スケートパーク本体整備工事 |
| 2 | 履 行 場 所 | 太田市新田金井町26番1ほか地内 |
| 3 | 当初契約締結日 | 令和5年6月15日 |
| 4 | 当初契約金額 | 129,800,000円(内消費税11,800,000円) |
| 5 | 当初履行期間 | 令和5年6月16日から令和6年3月15日まで |
| 6 | 変更契約予定日 | 令和6年2月21日 |
| 7 | 変更契約金額 | 167,013,000円(内消費税15,183,000円) |
| 8 | 増 減 額 | 37,213,000円(内消費税 3,383,000円) |
| 9 | 変更履行期間 | 令和5年6月16日から令和6年5月31日まで |
| 10 | 契 約 方 法 | 指名競争入札 |
| 11 | 補 助 金 | 有・ <u>無</u> |
| 12 | 請 負 者 | 太田市下小林町62番1号
岩崎工業株式会社 代表取締役 岩崎 武則 |
| 13 | 工 事 内 容 | 敷地造成工一式 スケートパーク工一式 施設工一式
排水設備工一式 給水設備工一式 給電設備工一式 |
| 14 | 変更契約理由 | 地元の愛好家団体から、夏の暑さを凌げる日陰増設の強い要望があり、本施設の現場条件やコストを考慮し、園路の一部にシェルターの設置や環境への配慮から、本施設の想定使用電力量や売電収益等を再検証した上で、観覧席のシェルターを太陽光発電設備一体型の二次製品へ変更したいため、これらに係る費用について契約金額の増額変更を行うものです。 |
| 15 | そ の 他 | 3月定例会に上程予定です。 |

【備考】

* 問い合わせ先

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320ダイヤル

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【 表 題 】

太田市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について

【 目 的 】

太田市空家等対策の推進に関する条例について、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年6月14日に公布され、同年12月13日に施行されたことに伴い所要の改正を行い、併せて、「緊急安全措置」の規定を追加することで、さらなる空家等の適正管理の促進に取り組むことを目的に改正するものです。

【 概 要 】

1 一部改正の概要

(1) 管理不全空家等の定義の追加（第2条第3項）

管理不全空家等（放置すれば特定空家等になるおそれのある空家等）が法において規定されたことにより、その定義を追加するものです。

(2) 空家等の所有者等の責務強化（第3条）

現行の「適切な管理の努力義務」に加え、「市が実施する施策に協力する努力義務」を追加するものです。

(3) 市民等の協力等の改正（第5条第2項）

市民等の情報提供の努力義務に、現行の「特定空家等」に加え「管理不全空家等」を追加するものです。

(4) 緊急安全措置の規定の追加（第11条）

近隣住民等の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあり、早急に危険を回避するための対応をする必要があると判断される場合に、市が必要最小限の緊急安全措置を講ずることができ、その措置に要した費用を所有者等に請求する規定を追加するものです。

(5) その他規定の整備（第4条、第5条第1項、第6条、第7条、第10条）

法の施行に伴う文言の整理及び条ずれの対応を行うものです。

2 施行期日 公布の日

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部まちづくり推進課空家対策係 内線 2823 47-1843 ダイヤルイン

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835^た イルイン

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 2800

* 問い合わせ先 都市政策部 下水道課 工務係 内線2684 47-1949 ダイヤル

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 TEL 33-0119

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 電話33-0201 ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 3. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部 消防長 氏名 竹内富雄 TEL 33-0200

【 表 題 】

財産の取得について（消防ポンプ自動車）

【 目 的 】

消防団の災害活動時の機動力となる消防ポンプ自動車の充実強化を図るものです。

【 概 要 】

- 1 取得財産 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得予定価格 39,075,080円（税込）
- 4 契約の相手方 小池株式会社（茨城県古河市幸町1番45号）
代表取締役 小池 裕之
- 5 配置先 太田市消防団 第2分団第2部（飯塚町）
太田市消防団 第3分団第1部（高林東町）
- 6 契約履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- 7 指名競争入札指名業者（8者）
ジーエムいちほら工業株式会社、株式会社モリタ東京支店
温井自動車工業株式会社、株式会社佐藤工業所
小池株式会社、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所
日本機械工業株式会社本社営業部、長野ポンプ株式会社東京営業所
- 8 その他 本契約を締結するため、3月定例会に議案提出する予定です。

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 消防団係 TEL 33-0201ダイヤルイン

●内 容 【 1. 協議事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0202

【 表 題 】

太田市手数料条例の一部改正について

【 目 的 】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部を改正する政令が、令和5年12月6日に公布されたことに伴い、消防関係事務手数料について所要の改正を行います。

【 概 要 】

1 改正内容

事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額の見直しが必要となる事務及び物件費等の増加に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額を増額改定するものです。

つきましては、消防法（昭和23年法律第186号）第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務に係る手数料を次の表のとおり改定いたします。

（単位：円）

	現行	改正後（案）
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 危険物の貯蔵最大数量1,000KL以上 5,000KL未満	1,180,000	1,450,000
同 貯蔵最大数量 5,000KL以上10,000KL未満	1,410,000	1,720,000
同 貯蔵最大数量10,000KL以上50,000KL未満	1,590,000	1,920,000
同 貯蔵最大数量50,000KL以上100,000KL未満	1,950,000	2,360,000
同 貯蔵最大数量100,000KL以上200,000KL未満	2,270,000	2,740,000
同 貯蔵最大数量200,000KL以上300,000KL未満	4,550,000	5,640,000
同 貯蔵最大数量300,000KL以上400,000KL未満	5,820,000	7,240,000
同 貯蔵最大数量400,000KL以上	7,070,000	8,790,000

2 施行期日 令和6年4月1日

3 その他 令和6年3月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 消防本部 予防課 保安係 33-0202 ダイヤルイン

教育部長 氏名 小内 正 (TEL) 0276-55-2128

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 指導係 ダイヤルイン 0276-55-2128

企画部長 氏名 高橋 亮 内線 (TEL) 2200

令和5年度 改善活動実践例の審査結果について

優れた改善活動を表彰し水平展開することで、職員の改善意識の高揚を図るとともに、市民サービスの向上及び業務の効率化の推進を図るものです。

デジタル手法を用いた改善による業務効率化や経費削減など市民満足度向上のため、
創意工夫を凝らした改善事例が多くみられました。

特別賞	D×推進賞	市民課	太田市公式LINEでマイナンバーカード受取予約
-----	-------	-----	-------------------------

4 表彰式及び事例発表会

- ・ 日時：令和6年2月9日（金） 15：00～
- ・ 場所：南庁舎 3階 大研修室

【 備 考 】

問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2243 47—1811ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ

●内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 高橋 亮 内線2200

【 表 題 】

令和5年度版 太田市の公共施設の現状について

【 目 的 】

太田市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の保有量や利用状況、コスト等を整理し、市民と情報共有を図るとともに、市民サービスの充実と公共施設の全体最適について継続的な見直しを行うため、「太田市の公共施設の現状」を作成し、公表するものです。

【 概 要 】

1 内容

(1) 進捗管理

- ①品質（長寿命化対策等）に関する取組み（別添 冊子3～4ページ）
- ②総量に関する取組み（別添 冊子5～7ページ）

○公共施設の保有状況 (㎡)

平成26年度 (基準年度)	令和3年度	令和4年度		
			基準年度比	前年度比
859,208	860,248	855,607	-3,601	-4,641

(2) 主な市民利用施設(125施設)の運営状況等

- ①見直しの実績及び将来方針（別添 冊子8～9ページ）
- ②令和4年度の利用状況やコスト、簡易評価等（別添 冊子10ページ～）

2 今後の予定

総務企画委員会協議会へ報告、資料配付。
太田市ホームページへ掲載し、市民へ公表。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 行革推進課 行革推進係 内線2244

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

企画部長 氏名 高橋 亮 TEL 2200

【表題】

(仮称) 多文化共生センターおおたの概要について

【目的】

外国人市民の日本語学習体制の更なる充実を図るとともに、本市の将来を担う外国人児童の学習や成長を支援し、外国人市民が将来にわたって各々の能力や個性を発揮できる、また、国籍の異なる市民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会の推進を目的として実施するものです。

【概要】

1. 名称及び位置

名称 (仮称) 多文化共生センターおおた

位置 太田市飯塚町69番地3

2. 実施事業

- ① 日本語及び外国語学習支援に関すること
- ② 多文化共生の推進に関すること
- ③ センターの使用許可に関すること

3. 施設概要

(1) 施設構成

- | | | | |
|---|----------------|-------|-------|
| ① | (仮称) 多文化共生センター | ・ ・ ・ | 国際課 |
| ② | 学校教育センター | ・ ・ ・ | 学校教育課 |
| ③ | バス管理センター | ・ ・ ・ | 交通対策課 |

(2) 平面図 . . . 別紙のとおり

(3) 改修見積額 120,230,000円

4. スケジュール

- ・工事期間 5月上旬～10月末
- ・供用開始 11月中旬

【備考】

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
○公 開 【 1. 可 】
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

福祉こども部長 氏名 富岡 和正 内線 (TEL) 2500

【表題】

太田市立藪塚本町南幼稚園の廃止について

【目的】

太田市立藪塚本町南幼稚園は、市内唯一の公立幼稚園として公平・公正な受け入れを行い、幼稚園教育要領に基づいた幼児教育に取り組んで参りましたが、近年の保育ニーズの変化等により園児の減少が続いており、令和6年度入園希望者がいないことから、本園の役割など今後の考え方を報告するものです。

【概要】

1 藪塚本町南幼稚園の現状

- (1) 令和6年度入園希望者 0人(令和5年11月30日現在)
- (2) 園児数の推移

	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
R 3 年度	1 0	9	1 9	3 8
R 4 年度	3	1 3	9	2 5
R 5 年度	4	4	1 4	2 2
R 6 年度（予定）	0	4	4	8

2 園児減少の理由

女性の社会進出、共働き世帯やひとり親家庭の増加等により、特に低年齢児（０～２歳）から長い時間預けられる保育のニーズが高まっており、幼稚園の利用が減少傾向にあります。

3 今後の方針

- ・上記の状況から、本園は一定の役割を終えたものと判断し、今後は園児の募集を停止して、在園児が卒園する令和7年度末をもって廃止する。
- ・既存施設は、放課後児童クラブ、こどもプラッツでの活用等を検討する。
- ・民間こども園等への対応は、公平・公正な受け入れを行った上で適正な保育ができるよう、十分な支援をする。

【備考】

* 問い合わせ先 福祉こども部 こども課藪塚本町南幼稚園 タイヤリン0277-78-6089

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

都市政策部 まちづくり推進課 整備推進係 内線2821 47-3320ダイヤル

●内 容 【 2. 連絡事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部消防長 氏名 竹内 富雄 内線 (TEL) 33-0200

【表題】

消防相互応援協定の締結について

【目的】

本市消防本部と桐生市消防本部が、相互の緊密なる協力のもとに火災等の災害に対処することを目的に消防相互応援協定を締結するものです。

【概要】

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 協 定 先 | 桐生市消防本部
桐生市長 荒木 恵司 |
| 2 | 協定内容 | (1)災害を受報又は覚知した場合は、消防車等を出動させ応援出動する。
(2)応援区域は、隣接する区域で応援隊の出場できる範囲とする。
別添、地理院地図参照
(3)応援に要した経費
①応援者側の負担
消防職員の手当、災害補償費等、機械器具破損処理の経費
②受援者側の負担
災害地での燃料の補給又は給食等を必要とした場合の経費 |
| 3 | 締 結 日 | 令和5年12月26日（火） |